

海外諸都市における太陽光発電義務化の動向【概要】

- 米国では、2019年にニューヨーク市で新築及び大規模屋根修繕する建築物への太陽光発電又は緑化を義務化、2020年以降は、カリフォルニア州でも州内全ての新築住宅に太陽光発電設置を義務化
- ドイツの州政府においては、昨年から、太陽光発電義務化条例の導入を開始・計画

ニューヨーク市

- 2030年までに電力の再エネ比率を70%とする計画を承認
- 2019年、新築及び大規模屋根修繕する建築物に太陽光発電の設置または緑化を義務化
 - － 屋根の傾斜や面積に応じて義務内容を設定
 - － 規制区域、雨水管理、テラス、娯楽等の用途が屋根にある場合は対象外

ドイツ

(州政府が進める太陽光発電義務化)

- 複数の州政府において、太陽光発電義務化条例の導入が進む（規制内容は州によって異なる）
- ベルリン市では、2023年1月1日から、住宅・非住宅への太陽光発電の設置義務化
 - － 全ての新築・既存建物（床面積50㎡超）の屋根の大改修に適用され、屋根面積の少なくとも30%に設置義務

※既存建物には一部例外規定あり

カリフォルニア州

- 2030年までに発電における再エネ比率60%とする州法が2018年に成立、施行済み
- 2020年、州内全ての新築住宅に太陽光発電設置義務化
 - － 戸建住宅及び集合住宅（3階建以下）の建築主、建設事業者に義務付け
 - － 住宅規模や気候区分を考慮した義務基準（パネル容量）を設定
 - － 日陰や屋根に十分なスペースがない住宅は義務免除

※国内では、京都府・市（延床面積300㎡以上）、群馬県（延床面積2000㎡以上）において、太陽光発電設置の義務化（群馬県は来年4月施行予定）

海外諸都市における太陽光発電義務化の動向【詳細① EU】

- ◆ 欧州委員会は、太陽光発電設置義務化を含むエネルギー計画「REPowerEU」を発表（5月18日）
- ◆ 「EU太陽光戦略」及び同戦略内の「ヨーロッパ屋上太陽光戦略」において、段階的なPV義務化を提案
- ◆ 「REPowerEU」は指針や方向性を示す政策文書であり、政策の実現には、関係法令の改正案が欧州議会及びEU理事会において採択されることが必要

REPowerEU／ヨーロッパ屋上太陽光戦略	
根拠規定	建物のエネルギー性能に関する指令（2010/31/EU）改正案
改正案の概要	加盟国に対し、全ての新築建物が、太陽エネルギー発電の可能性を最適化するように設計され、コスト効率の良い設置を可能にすることを求める。 2026年12月31日まで：有効床面積250㎡超の全ての新築公共・商業建築物 2027年12月31日まで：有効床面積250㎡超の全ての既存公共・商業建築物 2029年12月31日まで：全ての新築住宅

- ・ PV設置義務化の改正法案は、今後、**欧州議会とEU理事会**において審議予定
- ・ 法案成立後、目標達成に向けた**各加盟国の国内立法等の措置**が必要。適用除外等の基準は**各加盟国の判断**
→ドイツのベルリン市など、一部地域では設置義務化が先行

海外諸都市における太陽光発電義務化の動向【詳細② ドイツ】

	ベルリン市
根拠規定	ベルリン太陽光法
対象	住宅/施設の新築/屋根の本質的な改修：2023年1月1日から ※住宅/施設ともに有効床面積が50m ² 超
義務者	住宅/施設の所有者
最低基準	<ul style="list-style-type: none">・新築：総屋根面の30%以上・屋根の改修：実質屋根面の30%以上（総屋根面から日陰など使用できない部分を除いたもの） ※一部住宅の屋根の改修は、一定の設備容量を満たすことでこれに代えることが出来る 1~2戸の住宅：2kW、3~5戸の住宅：3kW、6~10戸の住宅：6kW
適用除外	<ul style="list-style-type: none">・公法上の他の義務と矛盾する場合（例：歴史的景観の確保など）・多大な費用負担や不当な困難につながる場合・屋根面を北にしか向けられない場合 等
代替手段	<ul style="list-style-type: none">・太陽熱利用設備の設置・屋根面以外へのPV設置
罰則	<ul style="list-style-type: none">・住宅（1~2戸）：5千ユーロ以下の罰金・住宅（3戸以上）：2万5千ユーロ以下の罰金・施設：5万ユーロ以下の罰金
支援制度	ドイツ復興金融公庫による貸付等

海外諸都市における太陽光発電義務化の動向【詳細③ 米国】

	カルフォルニア州	ニューヨーク市
根拠規定	建築エネルギー基準 (BEES)	ニューヨーク市建築基準
対象	戸建住宅及び集合住宅 (3階建以下) の新築 2020年1月～	新築及び大規模な屋根を修繕する建築物 2019年11月～ ※不良建物等は5年の猶予期間あり
義務者	建築主	建築主
最低基準	<ul style="list-style-type: none"> ・地域区分、空調対象床面積、住戸数から1棟当たりのパネル容量 (最低基準) を算定し、棟ごとに設置を義務付け ※年間消費電力量と同等のPV容量 (現地の平均的な戸建住宅で2.5kW程度) を義務化	<ul style="list-style-type: none"> ・設置可能な屋根面すべてにPV設置または緑化、あるいは両方を実施 ■緩やかな傾斜屋根の場合 <ol style="list-style-type: none"> ①屋根面積18.5㎡以上 (6階建て未満の住宅は9.2㎡以上) PV又は緑化、あるいは両方で屋根を覆う ②屋根面積18.5㎡未満 (6階建て未満の住宅は9.2㎡未満) PVを4kW設置可能な場合はPV設置義務あり、設置不可であれば、緑化義務が生じる。 ■急な傾斜屋根の場合 PVを4kW設置可能な場合はPV設置義務あり、設置不可であれば、義務の対象外 ■規制区域、雨水管理、テラス、娯楽等の用途が屋根にある場合は対象外
適用除外	<ul style="list-style-type: none"> ・日陰や屋根に十分なスペースがない場合 ・蓄電池7.5 kWh以上設置した場合はパネル容量25%減 等 	
代替手段	コミュニティーソーラーへの出資	
罰則	罰金等	罰金等
支援制度	金融機関と連携した融資制度、税制上の優遇措置等	税制上の優遇措置 等

※支援制度は上記の他、国レベルで連邦税の優遇措置等あり